

【藤沢市版】

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例事前協議における図面に明示すべき事項

項目	整備基準	図面に明示すべき事項	備考	
1 敷地内通路等	(1) 敷地内の通路の構造		必要に応じて詳細図を添付してください。	
	ア 表面は、粗面、又は滑りにくい材料による仕上げ	・仕上げ内容		
	イ 段の構造			
	(ア) 手すりの設置	・設置位置		
	(イ) 踏面の端部と周囲の部分との容易な識別	・識別方法		
	(ウ) つまずきの原因となるものを設けない構造			
	ウ 傾斜路の構造			
	(ア) こう配が1/12を超え、又は高さ16cmを超え、かつ、こう配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりの設置	・手すり設置位置 ・傾斜路の起点・終点のレベル ・水平距離		
	(イ) 前後の通路との容易な識別	・識別方法		
	(2) 主たる経路を構成する敷地内通路の構造			主たる経路として整備した箇所を点線等で明示してください。
	ア 有効幅員は、140cm以上	・有効幅員		
	イ 階段又は段を設けない。階段又は段を設ける場合は、傾斜路又はエレベーター等を併設			
	ウ 傾斜路の構造			
	(ア) 有効幅員は、段に代わるもの場合は140cm以上、段に併設するもの場合は、90cm以上	・有効幅員		
(イ) こう配は、1/12以下。高さ16cm以下の場合、1/8以下	・傾斜路の起点・終点のレベル ・水平距離			
(ウ) 高さ75cmを超え、かつ、こう配が1/20を超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	・設置位置			
エ 戸の構造				
(ア) 有効幅員は、90cm以上	・有効幅員			
(イ) 障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない	・戸の前後のレベル ・戸の前後の150cm角程度の水平面			
オ 排水溝には、つえ等が落ち込まない構造の溝ふたの設置	・溝ふたの構造			
2 傾斜路	(1) 有効幅員は、120cm以上。段に併設するもの場合は、90cm以上	・有効幅員		
	(2) 縦断こう配は、1/12以下。高低差16cm以下の場合、1/8以下	・傾斜路の起点・終点のレベル ・水平距離		
	(3) 高低差75cm以内ごとに、踏幅150cm以上の踊場の設置	・設置位置及び踏幅 ・高低差		
	(4) 両側には、側壁又は高さ5cm以上の立ち上がり部の設置	・設置位置 ・立ち上がり部の高さ		
	(5) 適切な高さの手すりの設置	・設置位置		
	(6) 表面は、粗面又は滑りにくい材料による仕上げ	・仕上げ内容		
	(7) 前後の廊下等との容易な識別	・識別方法		
	(8) 端部は、車いすの回転に支障がない構造	・150cm程度の転回スペース		

項目	整備基準	図面に明示すべき事項	備考	
3 駐車場	車いす使用者用駐車区画の設置(駐車台数の総数 台)(100台以下の場合1区画以上、100台を超える場合1/100以上)			
	車いす使用者用駐車区画	(1) 幅は、350cm以上	・幅	
		(2) 駐車場の出入口又は4に定める構造の出入口等までの経路の長さができるだけ短くなる位置であって、水平な場所に設置。	・設置位置	
		(3) 接続する通路の構造	1 敷地内通路(2)を参照	
		ア 有効幅員は、140cm以上		
		イ 階段又は段を設けない。階段又は段を設ける場合は、傾斜路又はエレベーター等を併設。		
		ウ 傾斜路の構造		
		(ア) 有効幅員は、段に代わるもの場合は、140cm以上、段に併設するもの場合は、90cm以上		
		(イ) こう配は、1/12以下。高さ16cm以下の場合は、1/8以下		
		(ウ) 高さ75cmを超え、かつ、こう配が1/20を超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		
エ 戸の構造				
(ア) 有効幅員は、90cm以上				
(イ) 障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない				
オ 排水溝には、つえ等が落ち込まない構造の溝ぶたの設置				
4 出入口等	(1) 主要な出入口等の構造			
	ア 有効幅員は、90cm以上	・有効幅員		
	イ 障害者等の通行の支障となるような段を設けない			
	ウ 戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない	・戸の前後のレベル ・150cm角程度の水平面		
	エ 床面は、滑りにくい材料による仕上げ	・仕上げ内容		
	(2) 主要な出入口等以外の出入口の構造	4 出入口等(1)を参照		
	ア 有効幅員は、80cm以上			
	イ 障害者等の通行の支障となるような段を設けない			
	ウ 戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない			
	エ 床面は、滑りにくい材料による仕上げ			
5 廊下等	(1) 廊下等の表面は、粗面又は滑りにくい材料による仕上げ	・仕上げ内容		
	(2) 主たる経路を構成する廊下等の構造			
	ア 有効幅員は、120cm以上	・有効幅員		
	イ 段を設けない。段を設ける場合は、傾斜路又はエレベーター等を併設。			
	ウ 端部は、車いすの転回に支障のない構造であり、かつ、50m以内ごとに、車いすの転回に支障がない場所を確保	・幅140cm以上の転回スペース		
	エ 適切な高さの手すりの設置(無床診療所を除く医療施設)	・設置位置と高さ ・手すりの端部の構造		
	オ 戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない	・戸の前後のレベル ・150cm角程度の水平面		

項目	整備基準	図面に明示すべき事項	備考	
6 階段	(1) 主たる階段は、回り階段としない。		必要に応じて詳細図を添付してください。	
	(2) つまづきの原因となるものを設けない構造	・手すり子形式の階段は、両側に2cm以上の立ち上がり		
	(3) 適切な高さの手すりを設置	・設置位置と高さ ・手すりの端部の構造		
	(4) 表面は、粗面又は滑りにくい材料による仕上げ	・仕上げ内容		
	(5) 踏面の端部と、周辺部分との容易な識別	・識別方法		
7 エレベーター	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用し、かつ、直接屋外へ通ずる主要な出入口等がない階		・エレベーターの様子がわかる図面を添付してください。 ・複数台ある場合は、協議対象とするエレベーターの別を示してください。	
	(2) (1) 有の場合の床面積の合計(共同住宅、事務所、工場及びこれらのいずれかを含む複合用途建築にあたっては、床面積及び階数)			
	(3) エレベーターの設置			
	エレベーターの構造	ア かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ80cm以上		・かご及び昇降路の出入口の有効幅員
		イ かごの内のり幅は140cm以上、内のり奥行きは135cm以上で、かごの構造は車いすの転回に支障がない構造		・内のり幅 ・内のり奥行き
		ウ 戸は、障害者等が円滑に利用できる構造、戸の開閉時間を制御する装置を設置		
		エ かご内に、適切な高さの手すり及び戸の開閉状態等を確認することができる鏡の設置		・手すり ・鏡
		オ かご内及び乗降ロビーに、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置		・制御装置の設置位置 ・ボタンの仕様(押しボタン式等)
		カ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、視覚障害者が円滑に操作できる構造(点字及び文字等の浮き彫り、音声案内等)		
		キ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設置		
		ク かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設置		
		ケ 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設置		
		コ かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設置		
サ 乗降ロビーは高低差がなく、その有効幅員及び有効奥行きは、150cm以上	・乗り降りロビーの幅及び奥行き ・乗降ロビーのレベル			
8 便所	(1) みんなのトイレの構造		・必要に応じて詳細図や展開図を添付してください。 ・複数箇所ある場合は、協議対象とする便所の別を示してください。	
	ア 出入口の有効幅員は、80cm以上	・有効幅員		
	イ 戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない	・戸の前後のレベル ・150cm角程度の水平面		
	ウ 出入口は、主たる経路に接続			

項目	整備基準	図面に明示すべき事項	備考
	エ 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置	<ul style="list-style-type: none"> ・腰掛便座 ・手すり ・洗面器 ・洗面器の下部スペースの高さ及び奥行き ・洗面所の水栓の操作方式 ・鏡 ・ペーパーホルダー ・手荷物棚又はフック 	
	カ 車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保	・方向転換スペース (200cm以上x200cm以上)	
	キ 床面は、滑りにくい材料による仕上げ	・仕上げ内容	
	ク 障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設置	・設置位置	
	ケ 出入口に、だれもが利用できる旨をわかりやすい方法で表示	・表示位置	
	(2) みんなのトイレのみで構成されている便所及びみんなのトイレを設けた場合と同等以上の機能を有すると認められる便所以外の便所の構造		「みんなのトイレ」以外のトイレの設置がある場合、当該トイレについて記入してください。みんなのトイレが2以上設置されている場合は、2箇所目についてはみんなのトイレ以外のトイレとみなします。
	ア 便所の出入口の有効幅員は、80cm以上	8 便所(1)を参照	
	イ 便所及び便所の出入口の戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない		
	ウ 床面は、滑りにくい材料による仕上げ		
	エ 便所の構造		
	(ア) 障害者等が円滑に利用できる構造の腰掛便座及び手すりを適切に配置	・腰掛便座 ・手すり	
	(イ) 出入口の構造		
	a 有効幅員は、80cm以上	8 便所(1)を参照	
	b 障害者等の通行の支障となるような段を設けない		
	c 戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後の高低差がない		
	d 床面は滑りにくい材料による仕上げ		
	オ 男子用小便器は、手すり付きの床置き小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さ35cm以下)その他これらに類する小便器	・手すり ・受け口の高さ	
	カ 障害者等が円滑に利用できる構造で、かつ、手すり及び鏡を適切に配置した洗面器の設置	・手すり ・鏡 ・洗面器下部スペースの高さ及び奥行き ・洗面所の水栓の操作方式	
9 浴室、シャワー室等	(1) 出入口の構造		
	ア 有効幅員は、80cm以上	・有効幅員	
	イ 戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、戸の前後に高低差がない	・戸の前後のレベル ・150cm角程度の水平面	
	(2) 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置	<ul style="list-style-type: none"> ・浴槽 ・シャワー ・手すり ・手すりの高さ ・水栓の操作方式 	
	(3) 車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保	・径150cm以上の転回スペース	
	(4) 床面は、滑りにくい材料による仕上げ	・仕上げ内容	
10 客室	客室の設置(客室数の総数 数)(100室以下の場合1室以上、100室を超える場合1/100以上)		
	(1) 出入口の構造		
	ア 有効幅員は、80cm以上	・有効幅員	

項目	整備基準	図面に明示すべき事項	備考
	イ 戸は、障害者等が容易に開閉できる構造で、かつ、戸の前後に高低差がない	・戸の前後のレベル ・150cm角程度の水平面	
	(2) 床面は、滑りにくい材料による仕上げ	・仕上げ内容	
	(3) 必要に応じて、手すりの設置	・設置位置	
	(4) 車いす使用者が円滑に移動し、回転できるように、十分な広さを確保	・径150cm以上の転回スペース	
	(5) ベットは、車いすの座面の高さと同程度の高さを確保		
	(6) 便所の構造		
	ア 便所内に車いす使用者用便房を設置		
	イ 車いす使用者用便房及び便所の出入口の構造		
	(ア) 有効幅員は、80cm以上	・有効幅員	
	(イ) 戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、戸の前後に高低差がない	・戸の前後のレベル ・150cm角程度の水平面	
	(7) 浴室、シャワー室の構造		
	ア 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置	・浴槽 ・シャワー ・手すり ・手すりの高さ ・水栓の操作方式	
	イ 車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保	・径150cm以上の転回スペース	
	ウ 出入口の構造		
	(ア) 有効幅員は、80cm以上	・有効幅員	
	(イ) 戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない	・戸の前後のレベル	
	エ 床面は、滑りにくい材料による仕上げ	・仕上げ内容	
11 客席及び舞台	(1) 車いす使用者用客席の設置(客席数の総数 席)(500席以下の場合2席以上、500席を超える場合1/200以上)		
	車いす使用者用客席の構造		
	ア 幅は90cm以上、奥行きは140cm以上	・車いす使用者用客席の設置位置 ・幅及び奥行きの寸法	
	イ 床面は、滑りにくい材料による仕上げ	・仕上げ内容	
	ウ 車いす使用者用客席に至る通路の構造		
	(ア) 有効幅員は、120cm以上	・有効幅員	
	(イ) 段を設けない。段を設ける場合は、傾斜路又はエレベーター等の併設		
	(ウ) 端部は、車いすの転回に支障のない構造であり、かつ、50m以内ごとに、車いす転回に支障がない場所を確保	・幅140cm以上の転回スペース	
	(2) 障害者等が支障なく客席又は舞台そで口から舞台上ることができる経路の確保		
12 標識及び案内設備	(1) 車いす使用者用駐車区画、エレベーター等及びみんなのトイレの標識を設置	・駐車区画の路面標示 ・駐車区画の立て看板等の設置位置 ・エレベーター標識の設置位置 ・みんなのトイレ標識の設置位置	
	(2) 案内板その他の設備の設置		

項目	整備基準	図面に明示すべき事項	備考
	<p>ア 車いす使用者用駐車区画、エレベーター等及びみんなのトイレの配置を表示した案内板を設置</p> <p>イ エレベーター等及びみんなのトイレの配置を点字及び文字の浮き彫り、音声等により視覚障害者に示すための設備を設置</p> <p>(3) 標識、案内板及びその他の設備の設置にあたり、見分けやすい色の組み合わせにより、明度差、色相差及び彩度差を確保するよう配慮</p>	<p>・案内板の表示内容 ・案内板の設置位置 ・案内板表示面の高さ</p> <p>・点字及び文字の浮き彫り、音声等の設備の有無</p>	案内所対応とする場合は、その旨を適合状況項目表の備考欄に記入してください。
13 誘導設備	非常口とするものには、段を設けない	・戸の前後のレベル	
14 カウンター及び記載台又は公衆電話台	<p>(1) 高さは、車いす使用者が利用しやすい高さで、かつ、下部には、車いす使用者が円滑に利用できる構造のけこみ</p> <p>(2) 公衆電話機は、障害者等が円滑に利用できる構造</p>	<p>・高さ及び奥行</p> <p>・高さ及び奥行 ・ダイヤルやボタンの中心の高さ</p>	
15 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	<p>(1) 道等から12(2)イに定める構造の設備又は案内所までの経路の構造</p> <p>ア 線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせた敷設又は音声等による誘導設備の設置</p> <p>イ 敷地内の通路の点状ブロック等の敷設</p> <p>(ア) 車路に近接する部分</p> <p>(イ) 段がある部分又は傾斜のある部分の上端に近接する部分</p> <p>(2) 点状ブロックの敷設、又は、音声等の方法による誘導設備の設置</p> <p>ア 傾斜路又は階段の上端及び下端に近接する廊下等の部分</p> <p>イ 傾斜路の傾斜がある部分の上端に近隣する踊場</p> <p>ウ 主要な出入口又は各利用居室相互間の経路の出入口の戸の前後部分</p> <p>エ 階段の段のある部分の上端に近接する踊場</p> <p>オ その他の注意喚起する場所</p> <p>(3) 必要に応じて、点字その他の案内設備を手すりの端部に設置</p> <p>ア 2に定める構造の傾斜路</p> <p>イ 5に定める構造の廊下等</p> <p>ウ 6に定める構造の階段</p> <p>(4) 点字、その他の案内設備を出入口に設置</p> <p>ア 8に定める構造の便所</p> <p>イ 10に定める構造の客室</p> <p>(5) エスカレーターのかし板はステップ部と区別しやすい色</p>	<p>・点状ブロック及び誘導ブロック等の設置位置</p> <p>・点字等の設置位置</p>	
16 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	<p>(1) 利用者の案内、呼び出しのための窓口等には、文字情報表示設備の設置</p> <p>(2) 利用者の利用に供する会議室には、スクリーン等及びスクリーン等に文字を映し出せる機器の設置</p>	<p>・設置位置</p> <p>・設置位置</p>	

その他

1 職員のみ利用等の不特定かつ多数の者の利用に供しない部分については、整備対象外となる場合がありますので、事前協議を行う際には、各室の利用形態をお伝え願います。

2 適合状況項目表中、整備の対象外となる項目については、斜線を引いてください。